

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ペーパームーン

入所契約書第2章第6条(2) サービス利用料金

利用料の目安はご本人（ご家族様）の所得によって、下記の通りとなります。

※1ヶ月当たり31日で計算しており、個々により多少の誤差が生じます。

【利用料負担 第1段階】 老年福祉年金受給者・生活保護受給者
多床室

	介護サービス費	住宅費	食費(300円)	合計
要介護3	28,174	0	9,300	37,474
要介護4	30,612	0	9,300	39,912
要介護5	33,013	0	9,300	42,313

【利用料負担 第2段階】 市民税非課税世帯で年金収入80万以下の方
多床室

	介護サービス費	住宅費(370円)	食費(390円)	合計
要介護3	28,174	11,470	12,090	51,734
要介護4	30,612	11,470	12,090	54,172
要介護5	33,013	11,470	12,090	56,573

従来型個室

	介護サービス費	住宅費(420円)	食費(390円)	合計
要介護3	28,174	13,020	12,090	53,284
要介護4	30,612	13,020	12,090	55,722
要介護5	33,013	13,020	12,090	58,123

【利用料負担 第3段階】 市民税非課税世帯で年金収入80万～120万の方
多床室

	介護サービス費	住宅費(370円)	食費(650円)	合計
要介護3	28,174	11,470	20,150	59,794
要介護4	30,612	11,470	20,150	62,232
要介護5	33,013	11,470	20,150	64,633

従来型個室

	介護サービス費	住宅費(820円)	食費(650円)	合計
要介護3	28,174	25,420	20,150	73,744
要介護4	30,612	25,420	20,150	76,182
要介護5	33,013	25,420	20,150	78,583

【利用料負担 第3段階】 市民税非課税世帯で年金収入120万以上の方
多床室

	介護サービス費	住宅費 (370円)	食費 (1360円)	合計
要介護3	28,174	11,470	42,160	81,804
要介護4	30,612	11,470	42,160	84,242
要介護5	33,013	11,470	42,160	86,643

従来型個室

	介護サービス費	住宅費 (820円)	食費 (1360円)	合計
要介護3	28,174	25,420	42,160	95,754
要介護4	30,612	25,420	42,160	98,192
要介護5	33,013	25,420	42,160	100,593

【介護保険負担割合証 1割負担の方】 第1～3段階に該当されない方
多床室

	介護サービス費	住宅費 (855円)	食費 (1500円)	合計
要介護3	28,174	26,505	46,500	101,179
要介護4	30,612	26,505	46,500	103,617
要介護5	33,013	26,505	46,500	106,018

従来型個室

	介護サービス費	住宅費 (1200円)	食費 (1500円)	合計
要介護3	28,174	37,200	46,500	111,874
要介護4	30,612	37,200	46,500	114,312
要介護5	33,013	37,200	46,500	116,713

【介護保険負担割合証 2割負担の方】

多床室

	介護サービス費	住宅費 (855円)	食費 (1500円)	合計
要介護3	56,347	26,505	46,500	129,352
要介護4	61,223	26,505	46,500	134,228
要介護5	66,026	26,505	46,500	139,031

従来型個室

	介護サービス費	住宅費 (1200円)	食費 (1500円)	合計
要介護3	56,347	37,200	46,500	140,047
要介護4	61,223	37,200	46,500	144,923
要介護5	66,026	37,200	46,500	149,726

※上記表の利用料金には、日常生活継続加算（36単位/日）・夜勤職員配置加算（22単位/日）
看護体制加算（13単位/日）・口腔衛生管理体制加算（90単位/月）、別途、療養食加算・
外泊時費用・初期加算・看取り加算の対象になる場合もあります。

又、上記の表の利用料金には、『介護職員処遇改善加算』8.3%・『介護職員等特定処遇改善』
2.7%・『介護職員等ベースアップ等支援加算』1.6%が加算として含まれております。

※利用料に関わる『負担限度額認定書』に該当する方、又、各市町村から交付されている
『介護保険負担割合証』を確認して下さい。

※『高額介護サービス費』で後から給付されている方に関しては、負担利用料は変わります。